

問 合 せ 先	環境局業務部業務第二課 指導係 (504-2222)
---------	-------------------------------

し尿くみ取り手数料の免除

1 支援策の内容

本市へ避難された被災者への生活支援策の一環としてし尿くみ取り手数料が免除されます。

2 対象者

令和8年熊本地震の被災者の方で、くみ取りトイレ（簡易水洗トイレを含む。）を利用される次の世帯の方

- (1) 広島市内の公営住宅・民間のアパート・マンション等に入居された被災者の世帯
- (2) 被災者の同居を受け入れた広島市内の世帯

3 対象期間

入居又は同居を開始した月の収集分から6か月間

4 内容

対象者のし尿くみ取り手数料の全額を免除します。

5 申請に必要なもの

- ・し尿くみ取り手数料減免申請書（受付時に記入していただきます。）
- ・罹災証明書又は被災証明書（これらの証明書の提出が困難な方は、運転免許証や健康保険証、マイナンバーカードなど、被災地の住所が確認できるもの）

6 受付・お問い合わせ先

広島市環境局業務第二課指導係

- ・住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所本庁舎4階
- ・電話 082-504-2222（直通）
- ・ファックス 082-504-2229（環境政策課内）

◎ 受付後、環境局業務第二課で、確認調査を行い、認定の事務を行います。